

◎新潟県告示第946号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月2日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	三条市総合福祉センター車庫	三条市全域
10月3日（火）		三条市役所 下田庁舎前車庫	
10月4日（水）		三条市役所 栄庁舎前車庫	
10月5日（木）		三条市総合福祉センター車庫	
10月6日（金）		三条市役所 車庫	
10月10日（火）		三条市総合福祉センター車庫	
10月11日（水）		三条市役所 車庫	
10月12日（木）			
10月13日（金）			
10月16日（月）			
10月17日（火）			
10月18日（水）			
10月19日（木）			
10月20日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会